

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度市設建築物図面管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社ニューロテックシステム

3 随意契約理由

本業務は、市設建築物の適正な維持管理の推進及び整備保全業務の効率化を図るため、当局で保管している市設建築物の建築・設備図面等の電子データを、庁内情報利用パソコンから検索・閲覧するシステムとして令和2年度に上記業者が構築した、「市設建築物図面管理システム」の安定的な稼働を目的とした運用保守業務である。

本システムを運用保守するにあたり、システム機能を適切に維持管理し、安定かつ円滑な稼働環境を保持するための点検作業、データベースの維持管理、システム障害に関する対応、再発防止策の提案及びセキュリティアップデートなどのセキュリティ管理を行うものであり、システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等を備えたうえで実施する必要がある。

本システムは、株式会社ニューロテックシステムが独自に構築したものであり、本システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等の知識を備えている唯一の業者である。

以上の理由から、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部公共建築課(企画設計グループ)(電話番号 06-6208-9321)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度住まい情報センター管理運営システム保守業務委託

2 契約の相手方

パナソニックコネクト株式会社

3 随意契約理由

本業務は、住まい情報センターで実施している住まいに関する相談・情報発信業務の各種情報登録等の事務処理、及び住宅に関する情報やライブラリーで所蔵している資料に関する情報提供を円滑に行うため、上記業者が開発した「住まい情報センター管理運営システム」（以下、「システム」という。）の安定的な稼働を目的とした保守業務である。

システムの運用にあたっては、市民サービスの低下を招くことのないよう、常時安定したシステムの稼働が求められるため、システムの適正な保守・メンテナンス業務を実施する必要があるとともに、システム障害の発生時には、その要因の特定及び対応を迅速かつ的確に行う必要がある。

上記業者は、本システムを独自に構築し、本システムの内容、運用方法及び障害に対応した技術情報等の知識を備えている唯一の業者である。

以上の理由から、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）（電話番号 06-6208-9224）

随意契約理由書

1 案件名称

野里小学校増築その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

有限会社岡田建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては有限会社岡田建築設計事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9355)

随意契約理由書

1 案件名称

茨田大宮第2住宅25号館（2区）建設工事 設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社東急設計コンサルタント

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、市営住宅建替計画や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社東急設計コンサルタントが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ
(電話番号 06-6208-9244)

随意契約理由書

1 案件名称

八幡屋第1住宅3号館建設工事 設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社日総建

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、市営住宅建替計画や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社日総建が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ
(電話番号 06-6208-9256)